

目 次

令和3年11月30日（火曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示	1
議会運営委員会委員長報告	2
開会、開議	6
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告	7
（総務建設常任委員会）	7
（教育民生常任委員会）	11
（議会活性化特別委員会）	14
（決算特別委員会）	15
委員長報告に対する質疑	20
（総務建設常任委員会）	20
（教育民生常任委員会）	20
（議会活性化特別委員会）	20
（決算特別委員会）	20
討論、採決（決算認定）	21
休憩（午前10時45分）	23
再開（午前11時00分）	24
議案の上程、提案理由の説明	24
（議案第1号～議案第13号）	
提案理由に対する質疑	33
（議案第1号～議案第13号）	
委員会付託	33
（議案第1号～議案第4号、議案第6号～議案第13号）	
討論、採決（議案第5号）	34

議案の上程、趣旨説明（発議第1号）	35
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	36
討論、採決（発議第1号）	36
小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙	37
伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙	38
小豆島中央病院企業団議会議員の補欠選挙	39
散会（午前11時55分）	40

令和3年12月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 114 号

令和3年12月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年11月25日

土庄町長 三枝邦彦

- 1、期 日 令和3年11月30日（火）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和3年11月30日（火曜日） 午前9時30分 各議員着席

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

なお、本議場は換気システムが作動しておりますが、約1時間を目途に休憩を取ることにいたします。ご協力をお願いいたします。

また、傍聴席の皆様申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さんおはようございます。

本日、令和3年12月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

去年の令和2年の2月より、新型コロナウイルスということで、大変な状況になっております。ただ、香川県においてはですね、昨日まで16日間連続で0

と、また土庄町内、小豆島町内においてもですね、8月29日より、ですから3カ月ぐらい、一応ゼロが続いておりますが、年末年始を控えてですね、人流が増えるということを予想されておりますので、十分に基本的な感染対策の徹底が必要になってくるのかなと思っております。

そして、ワクチン接種のほうでございますけども、3回目のワクチン接種ということが言われておりまして、国のほうでは12月から医療従事者、当然土庄町、島内においてもですね、小豆島町も併せてですが、医療従事者の方は12月から、そして町民の皆さんにおいてはですね、国のほうの指針であります8カ月あけるとのことなので、来年の2月14日あたりから3回目の接種が始まる予定でございます。そして、そういう中においてですね、テレビ等で変異株、「オミクロン」というのが今、はやっております、まだ日本のほうには入って来ていないと思っておりますけども、そのあたり注視する必要があると言っておりますので、そのあたり十分注視する必要があるのかなと思います。

そして、先日ですね、町村会で県内8市9町ですね、知事それから県議会議長さんのほうに事業者支援、また観光業復活のための支援等々を要望しましたし、医療介護制度、教育支援、公共交通、過疎離島対策などを要望してまいりました。

そして11月22日だったと思います、四国警備保障さんとですね、包括連携協定を結ばせていただきました。四国警備保障さんは、皆さんご存知だと思うんですけども、JA香川の5階に事務所をかまえて45年になります。そんな中で、小豆島全体、小豆島町、土庄町を網羅しながらですね、子ども、高齢者の見守りだとか、災害時の協力また環境保全活動とか等々を、住民サービスも含めてですね、これから包括協定していくということを連携協定させていただきましたので、報告をいたしておきたいと思っております。

それでは、本日提案の議案につきましては、補正予算関係が5件、条例関係が7件、契約関係が1件の合計13件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（高橋正博君）

去る11月22日及び本日8時45分から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君。

○議会運営委員長（濱野良一君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 11 月 22 日と本日 8 時 45 分から委員会室におきまして、12 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日 11 月 30 日から 12 月 3 日までの 4 日間を予定しております。

次に会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に、閉会中における継続調査結果を各常任委員長及び議会活性化特別委員長から、また継続審査結果を決算特別委員長から報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

続いて、令和 2 年度決算認定について、討論、採決を行います。

次に、執行部より、議案第 1 号から議案第 13 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第 1 号から議案第 4 号、議案第 6 号～議案第 13 号を各常任委員会に付託します。

次に、議案第 5 号の討論、採決を行います。

次に、発議第 1 号「離島振興法の改正・延長を求める意見書」について、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

続いて、選挙第 1 号として、小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

次に、選挙第 2 号として、伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙を行います。

次に、選挙第 3 号として、小豆島中央病院企業団議会議員の補欠選挙を行います。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いします。

1 日から 2 日までは休会とし、3 日は、初めに付託議案の審査結果を各常任委員長より報告し、質疑を行います。

続いて一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります 11 月 18 日正午までに提出されたものについて、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第 1 号から議案第 4 号、議案第 6 号から議案第 13 号までの討論、採決を行います。

最後に、議員の派遣と閉会中の継続調査申し出について、採決をお願いしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただき、12 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（高橋正博君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から12月3日までの4日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和3年11月30日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	7 番（濱野良一君）	8 番（福本耕太君）
9 番（川本貴也君）	10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）
12 番（高橋正博君）		

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼企画財政課長（鳥井基史）	総 務 課 長（笹山恵子）
出納室兼税務課長（宮原正行）	健康福祉課長（奥村 忠）
住民環境課長（堀 康晴）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（三木新治）
総務課課長補佐（山本詳司）	企画財政課課長補佐（中村友幸）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

令和3年12月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年11月30日(火曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査及び継続審査結果報告(総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会活性化特別委員会、決算特別委員会)
- 第 4 継続審査 議案第4号 令和2年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第1号 令和3年度土庄町一般会計補正予算(第3号)
- 第 6 議案第2号 令和3年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 7 議案第3号 令和3年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 8 議案第4号 令和3年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 9 議案第5号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第6号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第7号 土庄町公共下水道条例
- 第12 議案第8号 土庄町都市下水路条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第9号 土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第10号 土庄町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第11号 土庄町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第13号 令和3年度土庄町一般会計補正予算(第4号)
- 第18 発議第1号 離島振興法の改正・延長を求める意見書について
- 第19 選挙第1号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について
- 第20 選挙第2号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙について
- 第21 選挙第3号 小豆島中央病院企業団議会議員の補欠選挙について

開会、開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年12月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（高橋正博君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

はじめに、閉会中に、議長において許可した議員の辞職について報告します。

岡野能之君から9月30日に辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、辞職を許可いたしました。また、岡本経治君から11月17日に辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、辞職を許可いたしました。

また、これにより、委員会の構成が変わりましたので報告します。

まず、総務建設常任委員会の正副委員長について、10月7日の委員会で互選し、委員長に三木俊明君、副委員長に濱野良一君が選任されました。

次に、議会運営委員会につきましては、議長において、新たに三木俊明君を委員に指名しました。11月2日の同委員会で、副委員長の互選を行い、三木俊明君が選任されました。

次に、議会広報特別委員会につきましては、11月29日の同委員会において、茂木邦夫君から委員長の辞任願が出され、同委員会において許可されました。また、正副委員長を互選し、委員長に濱野良一君、副委員長に木場隆司君が選任されました。

なお、議会広報特別委員長、濱野良一君より、議会広報掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。ご協力をお願いいたします。

また、町長より業務報告を受けております。

お手元に、印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より検査の報告を受けております。

お手元に、印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

諸般の報告は以上です。

会議録署名議員の指名

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において4番 三木俊明君、7番 瀧野良一君を指名いたします。

会期の決定

○議長（高橋正博君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、11月30日から12月3日までの4日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月3日までの4日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告

○議長（高橋正博君）

日程第3、閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 三木俊明君。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

おはようございます。

令和3年11月9日、閉会中総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容について、ご報告いたします。

まず、総務課より、4点説明がありました。

1点目、旧土庄高校3号館校舎改修事業設計業務については、令和3年5月に入札を行い現在、確認申請中である。設計内容としては、1階は土庄高校翠雲会の展示スペースや会議スペース、レンタルオフィス、調理室となる。調理室は、災害時の炊き出し等も視野に入れ、住民の方にも使用していただけるよう

に整備する。2階は、放課後子ども教室及び文化財保管室として整備し、3階はサテライトキャンパス及びサテライトオフィスとして運用する予定である。

改修を行うのは、令和4年度から運用が決まっている部分及び建築基準法等の基準により、必ず整備しなければならない部分、また、今後運用により、今回整備を実施するほうが将来的に経費を削減できる部分である。放課後子ども教室部分のシャッター整備、各居室の24時間換気システムの整備、電気配線、玄関部分の防火設備の防護パーテーションの設置等を行う。

財源については過疎債を充当する予定である。また、工事の発注については分離発注としたいと考えている、との説明がありました。

委員から、今回の改修により、即時使用できる部分について質問があり、1階調理室、土庄高校展示室、2階のフロアすべて、3階はサテライトキャンパスや会議室、シェア型のサテライトオフィスについては即時使用できるとの回答でした。また、サテライトオフィス等のネット環境の整備は、今回の改修の中に含まれているとのことでした。

また、「地元の方が会議室、レンタルスペースを使用したり、給食サービスや自治会関連の方が調理室を使用できるのか」の問いに、公民館の貸館と同等の扱いなので、問題はない。できるだけ住民の方に開かれた使い方ができるように考えたいとのことでした。

続いて、消防団員の処遇改善について、今回の主な改善は、報酬額等の見直しと消防団員個人への直接支給です。従来、出動報酬・費用弁償は、一回当たり2千円としていたが、国の基準である一日当たり8千円の出動報酬に1千円の費用弁償を加算することとした。

機材点検、年末夜警、訓練等の日常的な活動については、従来どおり2千円の費用弁償を支給する方針である。一方、分団の運営に必要な経費は、分団の財政状況を鑑み、現在の団員一人当たり1千円から5千円とし、分団運営交付金として交付する。報酬等の見直しには条例改正が必要なため、令和4年度当初予算案と併せ3月議会に向けて準備するとの説明がありました。

委員からは、「災害時や火災時に守ってもらうのは地区の消防団なので、消防団の現場の方の意見を踏まえた上で、十分に審議して進めてほしい」との意見がありました。

続いて、各地区消防施設の整備について説明があり、町内の消火栓640基は、全体的に老朽化が進んでいるため、香川県広域水道企業団と連携しながら維持管理に努めていくとの説明がありました。

委員から、「消火栓修繕について地上式から地下式に変更になっている箇所があるが、分団からの要望か」との問いに、個人の敷地にある消火栓を撤去する事例であるが、地元用地調整が難しく、道路に埋められる地下式となったと

の回答でした。

最後に、土庄町議会議員補欠選挙（便乗選挙）の執行についての説明があり、議員の欠員により、公職選挙法の規定に基づいて、12月26日執行予定の土庄町長選挙と同時に、土庄町議会議員補欠選挙（便乗補欠選挙）を行う。経費については、町長選挙以外の費用は、予備費を充用するとの説明でした。

次に、企画財政課より、令和3年度土庄町中期財政計画の説明がありました。

本計画は、中期的な財政収支を推計することで、限られた財源の効果的な運用を図り、継続可能な財政運営に資することを目的として策定するものでございます。

まず、歳入について、地方税や交付税は、人口減少や少子高齢化により減少傾向である。

一方、歳出については、施設の老朽化による維持補修費の増加、また補助費等については、小豆広域が実施する中間処理施設整備に係る建設費や運営費、小豆島中央病院の負担金等が見込まれている。また、公債費は、これまでの大型事業の実施により、毎年度、全体予算の13%から14%を公債費が占めることになり、令和8年度には13億円を超え、大いに財政状況を圧迫することが想定されている。財政調整基金残高は、年々減少していき、令和8年度には約13億円に下降する見込みである。今後、人口減少により、税収をはじめ、その他の歳入は減少傾向となる一方、増加見込みである社会保障費や公債費に備え、事業の徹底した見直しや実施時期の再検討、不用な町有地の売却やふるさと納税寄附金などによる自主財源の確保をさらに推進していく必要があるとの説明でした。

委員から、「財政調整基金が令和7年、8年で急激に落ち込み、それに比例して経常収支比率が上がる要因は何か」との質問に、普通交付税の算定において、令和8年度は、令和7年度の国勢調査の人口が反映される見込みであるため、減少率でさらに下がっているためとの説明がありました。また、「人口減少によってインフラに係る一人当たりの単価は上がってくるが、やるべきことは必ずやってほしい」「予算編成にあたり、本当に必要なのかどうか考えてもらいたい」との意見があり、費用対効果を見極め、繰越金が多額にある団体に依然として補助をしている事業に手を入れて、厳しい予算の中でも、持続可能な財政運営ができるよう、方針を打ち出しているとの説明がありました。

そのほか、報告事項として、土庄町、小豆島町、四国警備保障株式会社と包括連携協定を結び、地域の見守り活動などに取り組んでいくことや、移住・定住促進、情報発信の分野に地域おこし協力隊を新たに1名委嘱するとの報告がありました。

次に商工観光課より、新型コロナウイルス感染症対策関連の事業について説

明がありました。

まず、プレミアム付商品券事業については、令和 2 年度のプレミアム付商品券を購入していない方を優先する。セット内容は、中小店舗専用は 6 千円分、中小・大型店舗共通は 3 千円分、飲食専用は 4 千円分となり、一人当たり 2 セットまでで、土庄町民が対象になる、との説明でした。委員から、「令和 2 年度実施の購入履歴はあるのか」の質問に、前回、事務局をした商工会から購入リストをもらっているのチェックはできるとの回答でした。

続いて、土庄町営業継続応援金については、現在、県が実施している営業継続応援金事業に町独自で上乗せするものである。県と同じく、売上げの減少率が 50%以上の事業者は上限 20 万円、減少率が 30%以上 50%未満の事業者は上限 15 万円を支給する。県の営業継続応援金第 3 次の交付を受けた者のうち、土庄町内に事業所を有する者、個人の場合は住居または事業所を有する者が対象となる。50%以上の減少が 85 事業所、30%以上の減少が 49 事業所と想定しているとのことでした。

次に、瀬戸内国際芸術祭 2022 について、今回はコロナ禍のため、作品とアーティストの数は前回より少なくなることが想定される。また、密を避けるため、デジタルでのパスポート（デジパス）を販売する。発熱者などに対する対策については、実行委員会を中心に、島ごとの対策も考えているとのことなので、でき次第、説明があるとのことでした。

委員から、石の日本遺産との連携について質問があり、要望はしていたが、現時点では日本遺産関連の作品はないとの回答でございました。また、「島の医療は万全でないので、コロナ対策はしっかりとしてほしい」との意見がありました。

次に、第 41 回瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会について説明があり、コロナ対策を講じながらの開催となるが、香川県に「緊急事態宣言」または「まん防（まん延防止重点措置）」が発令されていないこと、香川県の対処方針が「感染拡大防止対策期」以下であることが開催の前提条件となる。これまでとの主な変更点は、スタート地点を新庁舎とし、スタートを 6 回に分け、混雑を避けることとした。

また、小豆警察署から「来年度以降の開催は全面交通規制でないと道路の使用については難しい」と言われている。十分な協議と関係者の協力が必要であるとの説明がありました。

委員から、次年度以降の開催の見通しについて質問があり、交通規制の区間を短くすることは安全管理の面から難しく、フルマラソンをハーフマラソンに変更するのも 40 回の伝統があるので難しいのが現状であるとの回答でございました。

最後に建設課から、3点説明がありました。

まず、沖之島離島架橋事業について、11月9日に入札後審査型一般競争入札を行い、単独企業3社、特定建設工事共同企業体2社が参加し、落札候補者を決定し、現在「保留」となっている。今後、審査を行い、入札参加資格があると認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定をすることとございました。

また、海底ケーブルの移転については、移転補償費が高額なことからNTT西日本と協議を重ね、既設海底ケーブル周辺に鋼矢板を打設し、掘削時に海底ケーブルを保護する工法で合意を得られたので、この工法を採用する。土砂の処理方法については現在も検討中だが、四海漁業組合総会で提案された箇所について関係部署と協議を重ねているとの説明がありました。

委員から、「土砂の捨て場について、提案された場所であれば、環境問題や県の許可をクリアできるのか」の質問があり、この場所は、一般海域として県が管理する場所であり、土砂の再利用ということで県と協議しているとの回答がありました。また、「海底ケーブルを矢板形式にしたことにより、どれくらいの費用が削減できるのか」との質問に、最終的な積算はしていないが、国との協議が終われば工事費を比較したいとの回答がありました。

次に、刈崎都市下水路事業については、今回整備予定であった点検架台の一部を次期計画に先送りし、整備範囲を縮小するとの説明がありました。

最後に、大木戸住宅改修事業について、コンクリート躯体に損傷が見受けられ、モルタル補修追加工事を行った。また、政策空き家募集5戸に関しては、家賃改正後の令和4年4月以降に予定しているとのこととございます。

委員から、「募集を早めにして、必要な人に周知が行き届くようにしてほしい」との意見があり、3月の広報で事前に周知をし、4月の広報で募集をかけたとの回答がありました。

以上で総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

閉会中の令和3年11月9日に教育民生常任委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

はじめに、教育総務課から四海こども園建設の進捗状況について説明がありました。

9月半ばに着工し、現在は屋根、外壁がおおむね終わり、予定どおり進んでい

るとのことです。また、世界的に木材の価格が高騰していることから、工事請負契約の金額に変更が生じると説明がありました。

委員から、「島内や町内の間伐材を使用しているか」との質問があり、使用しておらず、すべて外材であるとの回答がありました。

また、契約変更について、「通常、業者は入札時の価格で、値上がり前に材料を調達するのではないか。業者と一度話し合うべきだ」と意見がありました。

次に、GIGA スクール構想について説明がありました。

豊島中学校において、希望者が夏休みにタブレットを自宅に持ち帰り、AIドリル学習を行った。利用状況や満足度などを調査したところ、利用時間は一日当たり「30分未満」が半分以上で、あまり長時間利用されていなかった。今後の学習方法について学校と協議する必要がある。また、保護者としてはタブレット学習を「継続させたい」「やや継続させたい」の割合が多かった。ICT教育に否定的な方は少ないという印象であり、冬休みも持ち帰り学習を行い、効果を見ていきたい、との説明がありました。

委員から、AIドリルについて、現場の方が有用だと感じた点について質問があり、教科の振り返りができるという評価がある一方、通信環境が安定していない部分があり、通信が止まったりするのが課題だ、と回答がありました。

また、チャット機能を使いたいじめなど、タブレットの使用に不安を持つ保護者がいるようだが、そのような事実はあるのかという質問に対し、タブレットにはセキュリティをかけているのでそういった事実はないとのことでした。

そのほか、タブレットやICTそのものに対する不安の声については、丁寧なフォローが必要だ。保護者の不安解消や、生徒がやりやすいやり方で継続してほしいとの意見がありました。

次に、生涯学習課から総合福祉会館の運用について説明がありました。

働く婦人の家の財産処分の承認について、令和3年9月30日付で厚生労働大臣から承認された。老人福祉センターに係る財産処分についても、令和3年9月30日付で香川県知事から承認された。

それぞれ施設の返還金については、貸し付けに伴う使用料を充当する予定であるとのことです。

これに伴い、働く婦人の家、老人福祉センターの運用の変更や、中央公民館の施設利用の利便性を向上するための使用区分の変更など、関係条例の改正を予定していると説明がありました。

次に、住民環境課から土庄町一般廃棄物最終処分場について説明がありました。

2つの建設候補地のうち、灘山地区は筆数が80、地権者は65人であり、面積は2万2826平方メートル、琴塚地区は筆数が10、地権者は8人、面積は8886

平方メートルとのことです。候補地については、ほかに適地がないか継続して調査していく予定であるとのことです。

次に、島外搬出については綾川町を訪問し、処分場の建設が進まない現状を説明した。当初の 6 年間という受け入れ期間の延長を視野に入れる必要があると説明がありました。

広域連携については、両町の処分場の維持管理の諸事情を考慮しながら、協議に入るべく準備をしているとの説明がありました。

委員から、2 つの最終処分場の候補地は面積が大きく異なるが、8000 平方メートル程度で建設可能なのかとの質問があり、処分場自体は約 8000 平方メートルとなる。灘山の場合、高低差があり進入路を多めにとっているため、精査すると小さくなると思われる、との回答がありました。

また、埋めるだけでなく、小型の溶融炉などの案はないかとの質問があり、溶融炉は面積が小さくて済む利点があるので、コスト面などが改善されたときは候補に入れる、と回答がありました。

次に、二酸化炭素排出抑制対策事業について説明がありました。

昨年度は町内 4 カ所の避難所に太陽光発電設備を設置し、非常用電源を確保した。4 施設の半年間の削減額は約 71 万円であり、昨年度とデータが比較できないため、すべての効果は分からないが、一定の効果があると思われるとのことです。

また、今後の事業として、中央公民館の屋根にパネルを設置して庁舎へ電源供給する太陽光発電設備設置事業を計画しているとのことです。年間約 203 万円の削減が期待され、事業費は 2 億円程度で補助金は 50%、過疎債を利用すれば、町の負担は事業費の 15%程度となる。国が進める 2050 年の二酸化炭素排出量削減目標に近づけるよう、町の財政状況を勘案しながら施策を考えていきたいと説明がありました。

委員から、太陽光発電の設置には補助があるが、将来的な撤去費用は町の負担となるのか、と質問があり、現時点では設置に係る補助しかない。今後、そういう補助メニューも出てくると思うが、太陽光発電事業に投資をするかどうかは慎重に判断するべきである、と回答がありました。

次に、健康福祉課から、現在までの新型コロナウイルスワクチンの接種状況と、ワクチン 3 回目接種の現時点での方向性について説明がありました。

土庄町において、12 歳以上 64 歳以下の 82.4%、65 歳以上の 88.6%が 2 回接種を終えており、12 歳以上全体では 85%を超えており、早期に接種を希望する方については、ほぼ終了したとみている、とのことです。

次に、3 回目接種については、国においては新型コロナウイルスワクチンを 2 回接種した人のうち希望する全員を対象に、2 回目を接種してからおおむね 8

カ月以上経過後に 3 回目の接種を行う方針としている。現時点で厚生労働省が想定しているスケジュールでは、12 月 1 日以降に追加接種を開始することとなっており、土庄町においても 12 月から医療従事者等を対象とした接種を始められるように、ワクチンの必要量を確保したい。なお、一般の方への 3 回目接種が本格化するのには、来年 2 月 14 日以降の予定であると説明がありました。

委員から、3 回目接種の効果と副反応の認識、また打つ際の判断基準の説明はどのように考えているかとの質問があり、効果及び副反応については報道等では言われている情報しかもっていない。接種する、しないは個人の判断で、判断基準の説明についても、現時点では想定していない。その上で、希望する方が接種できるように枠を設けるのは、われわれの責務であるとの回答がありました。

これで、閉会中に開催された教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

すみません、訂正させていただきます。

住民環境課の今後の事業として、中央公民館の屋根と言いましたけれども、訂正しまして、中央図書館の屋根にパネルを設置して庁舎へ電力供給するのが正しいので、訂正しておきます。申し訳ありませんでした。

○議長（高橋正博君）

議会活性化特別委員長 三木俊明君。

○議会活性化特別委員長（三木俊明君）

閉会中の 11 月 15 日に議会活性化特別委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

今回は、議会中継の配信について検討をいたしました。まず、配信方法としては生中継と録画配信があり、それぞれのメリット、デメリットを確認したほか、配信サイトについて、独自の配信サイトを構築する方法とユーチューブを活用する方法について、費用や運用の面から検討をいたしました。

また、議会中継の映像には著作権が発生することから、配信にあたって留意すべきことや今後の対応についても協議をいたしました。

協議の結果、当委員会としては、より多くの方に議会に関心を持ってもらうため、配信を行う方向で進めていくことを決定いたしました。

まず、録画配信から開始し、生中継については時期を見ながら導入していく、配信サイトについては、独自サイトの構築には保守料やサーバー費用として継続的に費用がかかるため、経費のかからないユーチューブを活用して配信するのがいいのではないかと、という意見となりました。配信開始の時期は令和 4 年

度中を考えています。

この件につきましては、最終的に議会運営委員会でも協議することとなりますが、当委員会といたしましては、この配信によって議会が住民にもっと身近で開かれるものになるよう、取り組んでいきたいと考えております。

以上で、議会活性化特別委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

決算特別委員長 福本達雄君。

○決算特別委員長（福本達雄君）

おはようございます。

9月定例会で本委員会付託されました「令和2年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定」について、閉会中に審査した結果を報告いたします。

本委員会は、10月4日から11日まで開催し、初日には、長門監査委員より令和2年度決算審査の意見をいただくとともに、鳥井参事兼企画財政課長から決算全体の概要について説明を受けました。

概要としては、令和2年度決算の一般会計と特別会計を合わせた歳入総額は前年度比21.3%増の、174億5182万2千円、歳出総額は、前年度比16.5%増の159億9521万円。

一般会計の歳入は、前年度比31.2%増の130億6129万2千円、歳出は、前年度比25.4%増の117億2943万4千円です。形式収支は、約13億3千万円の黒字となりましたが、前年度からの繰越金や財政調整基金取り崩しを除いた実質単年度収支は、約1億1千万円の赤字となりました。

歳入の主なものとして、町税は、町民税所得割が増加した一方で、町民税法人税割及び入湯税の減少により、前年度比3.4%減の15億893万円となっています。

また、普通交付税は、地域社会再生事業創設、社会福祉費の増、公債費の増により、前年度比11.2%増の約29億2453万円、国庫支出金は、特別定額給付金補助金の皆増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆増などにより、前年度比195.1%増の約24億8043万円となりました。

歳出の主なものとして、総務費は、決算額43億4942万円で、前年度比183.6%の大幅な増となりました。要因は、特別定額給付金事業費の皆増、土庄町庁舎建設事業費の増、ふるさと納税推進事業費の増によるものです。

また、民生費は、決算額20億3973万円で、前年度比3.4%の減となりました。要因は、子育て世帯臨時特別給付金事業、いこいの家改修事業費の皆増の一方で、新設統合こども園建設事業の保育所部分が皆減したことによるもので

す。

衛生費については、決算額 15 億 9161 万円で、前年度比 40.4%の増となりました。要因は、小豆島中央病院医療提供体制確保補助金の皆増、二酸化炭素排出抑制対策事業費、塵芥収集業務委託料、御影浄苑に係る施設修繕費の増によるものです。

農林水産業費については、決算額 2 億 6177 万円で、前年度比 13.5%の減となりました。次世代産業育成モデル事業費、有害鳥獣被害防止対策事業費等が減額となったことによるものです。

商工費については、決算額 3 億 5615 万円で、前年度比 25.4%の増となりました。要因は、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等緊急支援事業費の皆増、中小企業融資預託金の増によるものです。

土木費については、決算額 7 億 8549 万円で前年度比 33.9%の減となりました。主なものは、大谷ポンプ場、大部住宅建替、町道要鉄川西線等の事業費の減によるものです。

消防費については決算額 4 億 6270 万円で、前年度比 39.5%の減となりました。主なものは、デジタル防災行政無線整備事業費の減及び消防団ポンプ車購入費、ハザードマップ作成委託料の皆減によるものです。

教育費については、決算額 8 億 527 万円で、前年度比 19.3%の減となりました。主なものは、GIGA スクール構想に係る事業費の皆増、スクールバス購入費の増の一方で、新設統合こども園建設事業費の幼稚園部分や中央公民館改修事業が皆減したことによるものです。

災害復旧費については、令和 2 年度は災害被害がなく、決算額 950 万円、前年度比 81.6%の減となりました。

公債費については、長期債償還元金は 8173 万 9 千円の増、利子は 542 万 8 千円の減となり、決算額は 9 億 4838 万円。前年度比 8.8%の増となりました。

次に、特別会計の主なものについて、国民健康保険事業の歳出決算額は、18 億 2242 万円で、保険給付費の減により前年度比 5.6%の減となりました。

また、港湾整備事業の歳出決算額は 3301 万円で、前年度繰上充用金等の減により、前年度比 30.6%の減となっています。

介護保険事業の歳出決算額は 19 億 5744 万円で、介護サービス給付費の増により、前年度比 0.2%の増となりました。

福祉サービス事業の決算額は 8786 万円で、サービス事業費等の減により、前年度比 1.6%の減となりました。

後期高齢者医療事業の歳出決算額は、2 億 6053 万円で、保険料収入の増加に伴う広域連合負担金の増により、前年度比 7.0%の増となっています。

概要に続いて、各課の審査においては、決算額や成果、昨年度の指摘事項の

対応など詳細な説明を受け、質疑を経て、認定の賛否を問いました。また、本年度の重要施策についても意見交換を行いました。

当委員会としては、慎重に審査した結果、すべての決算を認定するものと決したことを、ここにご報告いたします。

次に審査の過程で各委員から出された質疑・意見などを所管課ごとに報告します。

まず、総務課です。委員から、オンラインでの職員募集や今後の採用活動について質問があり、「広報とホームページで採用活動をしている。民間の無料の公務員サイトも掲載しており、町外の受験者も増えている」と回答がありました。

意見としては、オンラインでの職員募集は引き続き、力を入れてほしい。また職員研修に関しても、受講のための支援や後押しをしてほしい、といった意見がありました。

次に、企画財政課です。委員から、ふるさと納税の今後の見通しについて質問があり、令和3年度はポータルサイトを増やして、目標額を3億円に設定していると回答がありました。

また、意見としては、町長の交際費はホームページで公開されているが、旅費についても公開し、町民がチェックできるようにするべき。

路線バスの在り方については、今後高齢者とリンクさせて考えていく必要があるのではないか、といった意見がありました。

次に、健康福祉課です。委員から、認知症予防三位一体推進事業の成果について質問がありました。町からスポーティーズに委託して、ラジオ体操のDVDやCDを作成してもらい、地域のサロンや事業所で利用してもらうこととしていたが、コロナの関係でサロン活動等が中止されているため、配布できていないとのこと。活動が再開すれば、保健師がサロンに出向き、CDやDVDを見てもらいながら活用していくと回答がありました。

また意見としては、財源が限られている中、子どもと高齢者の予算配分を考え、敬老事業を子ども関連の予算に振り分けてほしい。

多くの方に人間ドックや健診を受けてもらうため、意識啓発や病院の受け入れ体制の充実等に努力してほしい、といった意見がありました。

次に、出納室です。委員から、債権管理室で契約していた弁護士の相談委託料について質問があり、相談時には年額の契約料以外の費用はかからないと回答がありました。

次に、税務課です。委員から、入湯税について公平に徴収されているかとの質問があり、年に1社ずつ出向いて帳簿を確認している、と回答がありました。

次に、教育総務課です。委員から、土庄こども園の入所について、兄弟で異

なる園や希望する園とは違う園に通うケースが生じている理由について質問がありました。0、1、2歳児は定員が少なく、定員オーバーになった場合、保護者の労働条件等によって点数化した基準点が低い場合は、よその園に回ってもらうことがあると説明がありました。

また意見として、四海こども園の避難計画を作る際には、海拔高、津波・高潮等を勘案して、避難場所を総務課と相談しながら進めてほしい。

人がたくさん集まる学校での予防対策は効果が高い。来年度以降もコロナ感染対策に関する予算措置に配慮をお願いしたい、といった意見がありました。

教育総務課の決算については、就学・就園助成事業に関して反対意見がありました。採決の結果、賛成多数となりました。

次に、生涯学習課です。委員から、公民館維持管理費の財源について質問があり、公民館の使用料の一部、文化財・施設使用整備基金等であると回答がありました。

また、意見としては、コロナ禍においては、外から人を呼ぶのではなく、体育事業や文化事業において、地元の人たちや子どもたちがローカルで活動できるようにすることに力点を置くべき、といった意見がありました。

次に、議会事務局、監査委員事務局です。

委員から、議会だよりの発行部数について質問があり、広報とこのしょうの中に折り込んでいるため、町広報の部数に合わせるのが基本だが、保存部数等は適宜見直しをかけていきたいと回答がありました。

議会事務局の決算については、香川県人権研究所の負担金について反対意見がありました。採決の結果、賛成多数となりました。

次に、住民環境課です。委員から一人当たりのごみ処理費用は年々増加傾向なのかとの質問があり、「可燃物の収集を委託すると下がっていく。長期的には委託の方針なので下がっていくと思う」との回答がありました。また、猫の不妊去勢の補助金3千円の根拠について質問があり、元々補助はなかったが、小豆島町と協議して始めたもので、できる範囲での金額設定としていると回答がありました。

意見としては、公民館職員と児童館職員が一緒に活動するなど、連携を図ってほしい。

花づくりを町全体に広げるためにも、シルバーや老人会に委託している花の水やりの補助の増額及び労力がかからない方法を考えてほしい、といった意見がありました。

住民環境課所管の決算については、マイナンバー制度と同和事業について反対意見がありました。採決の結果賛成多数となりました。

次に、農林水産課です。委員から、次世代産業育成モデルにおける知的財産

について質問がありました。知的財産権にあたるものは、栽培施設・設備のデータ及び環境計測やコスト計算、歩留まり等の収穫状況などの実証研究データである。知的財産の特許申請はしていないが、理化学研究所と土庄町の共有の財産となっており、知的財産権を使用したい方には、ノウハウ実施許諾契約によって、データを提供していくと回答がありました。

意見としては、新規に林業をする方への補助やサポート、また新しい農産物のブランド化にあたり、個人に対する補助を考えてほしい。

ごま生産者推進事業について老人の生きがいをづくりを絡めた取り組みや、他課との連携を、といった意見がありました。

次に、建設課です。委員からは、橋梁の長寿命化における点検のサイクルと補修の応急のタイミングについて質問があり、点検は5年に1回で、2回目のサイクルに入っている。すぐにしなければならないものと、将来的にやらないといけないうものに分けて行っていると回答がありました。また、港湾事業特別会計において、野積み場使用料が減った理由及びターミナルビルの空テナントの今後の予定について質問があり、コロナ禍で駐車場の使用料が減ったのが要因である。また、空テナントは募集をしているが、最終契約には至っていないので引き続き募集をしていきたいと回答がありました。

また、意見としては、予定価格や最低価格の公表も必要ではないか。競争原理の働く、誰が見ても納得できるような入札の在り方を考えてほしい、といった意見がありました。

次に、商工観光課です。委員から、地域資源活性化事業の地域おこし企業人の成果について質問があり、四国や中国地方の学校にPRし、修学旅行を多く引っ張ってきていると回答がありました。

また、意見としては、観光団体等への負担金及び補助金は、同じような観光団体に支払っているが、限られた財源なのでシビアに考えてほしい。

エンジェルロードのバス停に、観光客のロコミが広がるような何かを考えてはどうか。中高生からアイデアを募るのも一案。もっと観光に住民の声を取り入れるべきだ。

観光は大事だが、コロナ対策として観光客が安心して観光ができる体制づくりを課として意識してほしい、との意見がありました。

また、全体を通じた意見として、イニシャルコストだけではなく、ランニングコストもきちんと考えた上で、事業プランを立てるべきだといった意見がありました。

以上で、当委員会に付託されました決算認定の審査結果の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

議会活性化特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議会活性化特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

決算特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、決算特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（決算認定）

○議長（高橋正博君）

日程第4、継続審査 議案第4号 令和2年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

決算についての反対討論を行います。

初めに、決算全体についての評価ですけれども、全体としましては住民生活に必要な制度に対し、必要な施策が実施されているものと考えます。しかし、部分的には廃止すべき制度や改善を必要とする事業もありますので、個別に反対討論を行いたいと思います。

まず、1つ目は、コロナ対策について2点反対討論を行います。

中小企業等支援臨時交付金について、制度そのものではなく、部分的な反対を行います。

国はコロナにより、営業に影響を受けた中小業者のなりわいを守るために給付金を支給しました。ところが、町が国の給付金に町単独で支給条件を設けて、町税が滞納になっている中小業者は、コロナ給付金を受けられないようにしました。この点については、コロナから地元業者を守るという観点から、逸脱した仕組みであり賛成できません。

今後はこのペナルティーを廃止して、すべての業者を対象とする制度へと改善することを求める立場から反対をいたします。

2つ目は、大学生等への給付金について、これも同様に制度そのものに反対するのではなくてですね、部分的に反対を行いたいと思います。

町は給付金を支給する学生等を町の奨学金制度を利用している生徒に限定し、他の奨学金を利用している学生やアルバイトで学費や生活費をつくっている学生には給付金を支給しませんでした。

コロナで生活が苦しくなっている学生は、町の奨学金を受けている学生だけではありません。この理不尽な差別行政は、とうてい看過できるものではありません。改善を求める立場から反対をいたします。速やかに、必要とする全学生に支給するよう求めたいと思います。

2つ目は、大学等奨学金貸付制等について部分的反対を行います。

学生が進学する際、保護者が町税を滞納していると子どもが奨学金を受けら

れない、こういう仕組みになっていますけども、奨学金の目的から逆行する仕組みであり、この部分については改善を求める立場から反対をいたします。

3番目は、同和事業について、いわゆる部落差別の撤廃を目的とした事業について、現在行われている町の同和事業は、その本来の役割を果たすどころか、逆に、町民に新たな分断と対立を生みだすきっかけをつくっています。速やかな同和行政の終結を求めたいと思います。

一、部落解放同盟及び各支部への団体助成金の支給はやめるべきです。

二、同団体の活動を税金で支える仕組みそのものを廃止すべきです。

三、部落解放新聞の配布、集金を町職員が公務の一環として行っていることは、行政をゆがめる行為であり、これは速やかにやめるべきです。

四、運転免許証取得補助や葬儀代などの支給など、特定地域住民だけ個別補助を行うことはやめ、必要な福祉施策は全町民の受けられる一般制度へと改善を図っていくべきです。

五、部落差別の正しい理解、教育は学校教育の歴史教育の中で科学的に実施をするべきです。

以上、同和事業の終結を求める反対討論を終わります。

4つ目は、マイナンバー制度について反対討論です。

日本弁護士連合会（日弁連）もマイナンバー制度について個人のプライバシーを著しく侵害する危険性があると指摘をしています。また、マイナンバーには、多くの個人情報が入っていることとなり、行政の場で流出が起これば、土庄町として責任を取ることができない。土庄町の手では解決のできない問題として、大きなリスクを抱えることにもなります。

以上、マイナンバー制度について反対をいたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

私は、令和2年度決算認定について、賛成の立場から発言をいたします。

先ほど、特別委員長からも報告がございましたとおり、決算特別委員会の中で、執行部から詳細な説明を受け、疑義のある点につきましては、各委員より質問をし、また意見交換をした上で、十分な審議を行った上で、適正に執行されていると認定しておりますので賛成をいたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

私も全体的に決算の反対討論をします。全体的には、おおむね賛成なのですが、マイナンバー制度の件で、やはりマイナンバーは、現状では個人情報が入部に漏洩した場合の危険性があり、またそこを守るシステムが構築されているとは、今のところ考えられないので反対します。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋正博君）

着席してください。

起立多数であります。

よって、令和2年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時、休憩いたします。再開は、11時00分といたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 13 号）

- 議長（高橋正博君）

日程第 5、議案第 1 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号）の件から、日程第 17、議案第 13 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号）までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

- 企画財政課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、説明をさせていただきます。

議案書 1 ページをお開きください。

議案第 1 号、令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明します。

歳出としまして 16 ページ、17 ページをお願いします。

1 款 議会費、1 項 議会費、1 目 議会費の議員報酬関係費は、令和 3 年人事院勧告による期末手当の減額 88 万 3 千円の計上です。

続いて、職員給与費からとびまして 40 ページ、41 ページの 10 款 教育費、4 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の職員給与費まで、特別職・一般職に係る人件費について、人員配置の変更及び令和 3 年人事院勧告による期末手当の減

額に伴い、合計 2038 万円の減額となります。

17 ページにお戻りください。

続いて、議会運営費は、議員辞職及び新庁舎移転に伴う議場の消耗品として 15 万 2 千円を計上しています。

続いて、議会活性化事業は、タブレット端末整備に係る経費の精算に伴い 118 万 4 千円の減額です。

18 ページ、19 ページ上段、2 款 総務費、1 項 総務管理費、6 目 財産管理費の旧土庄高校 3 号館校舎改修事業は、実施設計に伴い、工事費の増額分 1811 万 2 千円を計上いたしております。

財源としまして町債 1500 万円を充当します。

7 目 企画費の離島振興事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による離島甲子園開催中止に伴い、開催自治体負担金 4409 万 2 千円を皆減します。

続いて、ふるさと納税推進事業は、今年度の 1 月から 9 月の実績は前年同時期と比較し約 1.5 倍の寄附額となっています。11 月以降もポータルサイトを増やし、さらなる寄附の促進を実施する予定でありまして、寄附金見込額を当初の 2 億 4 千万円から 3 億円に修正し、その必要経費として 3865 万 8 千円、寄附金の基金積立金として 6262 万 9 千円、合計 1 億 128 万 7 千円を計上しています。

20 ページ、21 ページの下段、3 款 民生費、1 項 社会福祉費、2 目 高齢者福祉費の介護保険事業 76 万 1 千円は、介護保険事業特別会計繰出金の増額です。

続いて、福祉サービス事業 576 万 3 千円の減額は、福祉サービス事業特別会計繰出金の減額です。

22 ページ、23 ページの一番上、高齢者福祉事務費 35 万円は、商工会へ貸し付けのため、総合福祉会館の一部の財産処分に伴う国庫補助金返還金です。財源として使用料 35 万円を充当いたします。

続いて、7 目 国民健康保険費の国民健康保険事業 42 万 5 千円の減額は、国民健康保険事業特別会計繰出金の減額です。

下段、2 項 児童福祉費、2 目 児童措置費の児童手当支給事業は、特例給付対象外及び現況届廃止対応に伴うシステム改修費 136 万 4 千円を計上しています。財源として全額国費を充当します。また、令和 2 年度分の国費負担金の精算による返還金 45 万 4 千円を計上しています。

24 ページ、25 ページの上段、9 目 こども園費の公立認定こども園維持管理費は、大部こども園の園庭の柵が 5 月の強風により転倒し、破損している状況で危険であるため、修繕費 10 万 6 千円を計上しています。

続いて、四海こども園建設事業は、遊具解体移設に伴う委託料等で 19 万 6 千円の計上、工事請負費は請負差金見込分として 110 万 2 千円を減額します。ま

た、水道管敷設負担金として 48 万 9 千円、NTT 電線の移転補償金として 41 万 7 千円を計上しています。

26 ページ、27 ページ、4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、2 目 予防費の猫不妊・去勢手術費助成事業は、不足する 2 匹分 6 千円を計上しております。

続いて、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業は、3 回目の追加接種に係る費用 3711 万 4 千円を計上しています。対象者は、2 回目接種した方のうち、おおむね 8 カ月以上を経過した方を対象に追加接種を行うものです。接種期間につきましては、12 月から令和 4 年 6 月までを予定しております。財源として、国庫負担金対象となる接種に要する経費分 2087 万 4 千円、県補助金となる接種体制確保事業に要する経費分 976 万円、合わせて 3063 万 4 千円、他町ワクチン接種負担金 11 万 3 千円、雑入として、臨時診療所分委託料等 636 万 7 千円、合わせて 648 万円を充当いたします。

28 ページ、29 ページの上段、5 目 斎場管理費の斎場維持管理費は、火葬に必要な灯油価格の値上げによる燃料費不足額 37 万円を計上しています。

下段、2 項 清掃費、2 目 塵芥処理費の塵芥処理事業は、職員配置替えに伴う通勤手当の増額 5 万 1 千円、シルバー人材センターへの委託料 209 万 6 千円を計上しています。

続いて、塵芥処理施設維持管理費は、燃料費高騰に伴う増額分として 40 万円を計上しています。

30 ページ、31 ページの上段、5 款 労働費、1 項 労働諸費、2 目 働く婦人の家運営費の働く婦人の家運営事業 150 万円は、商工会へ貸し付けるため総合福祉会館の一部の財産処分に伴う国庫補助金返還金です。財源として使用料 39 万円を充当いたします。

下段、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、3 目 農業振興費の農業振興事業は、オリーブ生産拡大加速化支援事業補助金 165 万 5 千円の増額です。財源として、全額県補助金を充当します。

新種オリーブ苗木補助金は、オリーブ栽培面積の拡大等を図り、オリーブ振興を促進するため、新品種の苗木購入費の 2 分の 1 を助成する補助で、115 本分 9 万円を計上しています。

新規就農者サポート事業補助金は、新規就農者の初期費用軽減等支援として 48 万 8 千円を計上しています。財源として県補助金 48 万 7 千円を充当します。

続いて、離島活性化交付金事業は、JA からの交付申請額（実績見込）に合わせ、212 万 1 千円を減額します。県費も 106 万 1 千円減額をいたします。

4 目 畜産業費の小豆島オリーブ牛振興事業は、地域おこし協力隊員の活動費用の節の組み換えであります。

32 ページ、33 ページの上段、3 項 水産業費、1 目 水産業振興費の水産業振

興事業も地域おこし協力隊員の活動費用の節の組み換えです。

2目 漁港管理費の漁港維持管理費は農協北浦支店裏側の見目漁港2号護岸において、石積が崩落したことに伴う修繕費109万6千円を計上しています。

下段、7款 商工費、1項 商工費、2目 商工業振興費の商工業振興団体助成事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による小豆島まつり事業の中止により、補助金692万1千円を皆減します。

続いて、融資預託金事業は、融資が増加したことにより保証料負担金4千円を計上しています。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策営業継続応援金事業は、新規事業でありまして2437万2千円を計上しています。内容は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等を受け、外出機会が減少したことなどにより、大きな影響を受けた町内業者を支援するものです。

財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分2156万1千円を充当いたします。

34ページ、35ページの上段、3目 観光費の観光事務費は、新型コロナウイルス感染症拡大によるパワーボート事業、せたがやふるさと区民まつりの中止に伴い、関連経費197万4千円を皆減します。

続いて、観光団体・イベント助成事業は、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大による品評会及び大会の中止、東備讃瀬戸観光懇談会の解散により、負担金を合わせて36万2千円皆減いたします。

続いて、瀬戸内国際芸術祭事業は、来年開催予定の瀬戸芸に向けた小豆島・豊島オリジナルガイドブックの印刷費及び消耗品費として114万5千円、コシノジュンコ氏の作品制作委託料及び案内業務準備等委託料として1372万3千円を計上しています。財源として、全額、観光振興基金繰入金を充当いたします。

続いて、地域資源活性化事業は、新型コロナウイルス感染症拡大によるフラ・フェスティバル中止に伴い、委託料300万円を減額します。

続いて、日本遺産推進事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による石のまつりの中止に伴い、70万円を皆減します。

36ページ、37ページの中段、8款 土木費、2項 道路橋りょう費、1目 道路維持費の町道維持管理費は、町道3路線の修繕及び2路線の舗装修繕、1路線の舗装修繕中止、合わせて461万5千円の計上です。

2目 道路新設改良費の単県道路改良事業は、節の組み替えをしています。淵崎1号線の事業進捗にあわせ、用地及び建物測量委託料350万円を計上し、鞍掛線の工事を交付決定額にあわせ350万円を減額をいたしております。なお、財源として、町債260万円を充当いたします。

下段、3項 河川費、1目 河川総務費の河川等維持管理費は、伊喜末地区水路

修繕 26 万 4 千円です。

38 ページ、39 ページの上段、9 款 消防費、1 項 消防費、2 目 非常備消防費の消防団運営事業は、四海分団長浜班の積載車購入に対し助成金 60 万円を計上しています。補助率は、購入費の 3 分の 1、上限 60 万円であります。

続いて、消防団施設維持管理費は、消火栓の修繕に伴う水道企業団負担金を工事・修繕箇所が増加により 550 万 9 千円、増額計上しています。財源として、県補助金 84 万 4 千円、移転補償料 97 万 6 千円を充当します。

下段、10 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費の教育総務事務費は、毎年 2 月に開催しております瀬戸・高松広域連携中枢都市圏事業の劇団四季ミュージカル公演が新型コロナウイルス感染症拡大により中止となったため、負担金 10 万 6 千円を皆減します。

続いて、教育振興事業は、各小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策に係る経費として 45 万円を計上しております。財源として、国庫補助金 22 万 5 千円を充当します。また、土庄及び豊島中学校 3 年生の修学旅行が新型コロナウイルス感染拡大の影響により再延期となった 9 月分のキャンセル料補助金 28 万 1 千円を計上しています。

続いて、ALT（外国語指導）事業は、節の組み替えです。新たに土庄中学校に赴任した ALT 講師が当初の予定より遅れたことによる報酬 25 万 5 千円の減額と、旧講師の住居退去に伴う敷金不足分及び新講師の新居の敷金礼金、合わせて 25 万 5 千円を計上しています。

40 ページ、41 ページ上段、2 項 小学校費、1 目 学校管理費の小学校維持管理費は、土庄小学校の消防用設備点検で不良箇所が判明したことにより修繕費 48 万 6 千円を計上しています。

中段、3 項 中学校費、1 目 学校管理費の中学校運営事業は、会計年度任用職員の特別支援員 1 名減により、192 万円を減額しています。

続いて、中学校維持管理費は、土庄中学校体育館で夏休み中に停電が発生し、キュービクル絶縁不良状態のため仮設で対応している状態となっております。

点検業者からも高圧機器取り換え修繕の指摘を受けていますので、修繕費 167 万 8 千円を計上しています。

下段、4 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の成人式運営事業は、昨年度延期になった成人式を 8 月に開催する方向で進めておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催直前に急遽中止となりました。準備のための必要経費を支出した結果、来年開催の費用に不足を生じるため、5 万 6 千円を計上いたしております。

42 ページ、43 ページ上段、2 目 公民館費の公民館運営事業は、今年度採用した会計年度任用職員 3 人分の通勤手当不足分 13 万 3 千円を計上しています。

続いて、公民館維持管理費は、中央公民館の北側及び南側のひさし 2 カ所でコンクリートが爆裂、落下しており、早急に修繕する必要があるため 50 万 9 千円を計上しています。

8 目 放課後子ども教室費の放課後子ども教室事業は、新型コロナウイルス感染対策として教室の開放時間前後に換気、消毒、清掃を行う必要があり、それに伴う協働活動支援員の従事時間延長分の謝礼 39 万 2 千円を計上しております。

中段、5 項 保健体育費、3 目 体育施設費の体育施設維持管理費は、新型コロナウイルス感染症拡大による離島甲子園開催中止に伴う関連経費の合計 217 万 6 千円の減額と、7 月に戸形体育館を使用中に電気基盤から発火し、電気 1 回線が使用不可になっているため、体育館全体の点検費用 31 万 8 千円を計上しています。

下段、11 款 災害復旧費、1 項 農林水産業施設災害復旧費、3 目 漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業は、台風 9 号による小部漁港及び唐櫃漁港の漂着物撤去費用として 30 万 7 千円を計上しています。

1 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 1 億 3028 万 7 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 102 億 5512 万 2 千円となります。

次に、第 2 条 地方債の補正については、6 ページ、第 2 表のとおり、1 事業について変更をいたしております。

次に、47 ページをお開きください。

議案第 2 号、令和 3 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 56 ページ、57 ページをお願いします。

5 款 保健事業費、3 項 特別総合保健事業費、1 目 保健運営事業費の職員給与費は、人員配置の変更及び令和 3 年人事院勧告による期末手当の減額に伴い、212 万 6 千円を減額しております。財源については、一般会計からの繰入金と財政調整基金繰入金で調整しています。

47 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、212 万 6 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 20 億 2909 万 3 千円となります。

59 ページをお開きください。

議案第 3 号、令和 3 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 68 ページ、69 ページを

お願いします。

4 款 地域支援事業費、3 項 包括的支援事業・任意事業費、1 目 総合相談事業費、2 目 権利擁護事業費、3 目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の各職員給与費は、人員配置の変更及び令和 3 年人事院勧告による期末手当の減額に伴い、合わせまして 388 万 3 千円を減額しております。財源については、国及び県の交付金のほか、一般会計からの繰入金及び繰越金で調整しています。

続いて、一番下の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 6 万 7 千円は、人員配置の変更に伴う社会保険料等の増加分を計上しています。

59 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、395 万円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 21 億 1612 万 7 千円となります。

71 ページをお開きください。

議案第 4 号、令和 3 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 80 ページ、81 ページをお願いします。

上段の 1 款 地域包括支援センター事業費の職員給与費、下段の 2 款 サービス事業費の各職員給与費及び居宅介護支援事業において、こちらも人員配置の変更及び令和 3 年人事院勧告による期末手当の減額に加え、ケアマネージャーが正規職員から会計年度任用職員になったことに伴い、合わせまして 576 万 3 千円を減額しております。財源については、一般会計からの繰入金で調整しています。

71 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 576 万 3 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 8723 万 9 千円となります。

補正予算関係の説明は以上でございます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

続いて、議案第 5 号から議案第 12 号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の 83 ページをお開きください。審議資料は 98 ページから 100 ページになります。

議案第 5 号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

令和3年人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に準じて期末手当の支給割合を改めるため、土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げることとなったため、本年12月の期末手当で0.15月引き下げ、令和4年度以降については、6月、12月それぞれの期末手当を現行より、0.075月引き下げるものです。

対象の条例は、「土庄町職員の給与に関する条例」「土庄町長等の給与支給条例」「土庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」でございます。

次に、議案書85ページをお開きください。審議資料は101ページになります。

議案第6号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

産科医療保障制度の見直しにより、掛け金が1万6千円から1万2千円に引き下げられた一方、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の額について42万円を維持すべきこととされたことを踏まえ、出産育児一時金の額を40万4千円から40万8千円に増額するものでございます。

次に、議案書の86ページをお開きください。

議案第7号 土庄町公共下水道条例でございます。

下水道法に定める公共下水道について、土庄町で設置及び管理する公共下水道に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

続いて、議案書の93ページをお開きください。審議資料は102ページになります。

議案第8号 土庄町都市下水路条例の一部を改正する条例でございます。

土庄町公共下水道条例を制定することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。これまで、都市下水路条例において、設置及び管理を行っていた下水路のうち、下水道法の規定により公共下水道条例において管理すべきものを削除したもので、対象の都市下水路は、土渕都市下水路、湊崎都市下水路、宮ノ下都市下水路でございます。

次に、議案書の94ページをお開きください。審議資料は103、104ページでございます。

議案第9号 土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例でございます。

中央公民館内の中会議室について施設利用の利便性を向上するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の95ページをご覧ください。審議資料は105ページになります。

議案第10号 土庄町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例でございます。

土庄町働く婦人の家の運用を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

土庄町働く婦人の家の施設のうち、町において貸し出しする施設を図書コーナー及び調理実習室とするためでございます。

次に、議案書の 96 ページをお開きください。審議資料は 106 ページになります。

議案第 11 号 土庄町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

土庄町老人福祉センターの運用を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

土庄町老人福祉センターの施設のうち、町において貸し出しする施設を健康相談室及び生活相談室とするためです。

次に、議案書の 97 ページをご覧ください。審議資料は 107、108 ページになります。

議案第 12 号 工事請負契約の締結については、社会資本整備総合交付金、町道沖之島線道路整備工事（橋梁下部工）について、入札後審査型一般競争入札の結果、契約金額 7 億 3502 万円で、タチバナ・土庄特定建設工事共同企業体代表構成員タチバナ工業株式会社 代表取締役 林和彦と工事請負契約を締結しようとするものでございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

続きまして、本定例会に追加提案いたしました議案につきまして説明をさせていただきます。

追加議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 13 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明いたします。歳出としまして 10 ページ、11 ページをお願いします。

3 款 民生費、2 項 児童福祉費、1 目 児童福祉総務費の子育て世帯臨時特別給付金支給事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、対象児童 1 人につき 5 万円を支給いたします。

支給対象者を 1600 人見込んでおり、給付金額 8000 万円、事務経費 312 万 9

千円、合わせまして 8312 万 9 千円を計上しています。

財源としまして、全額国庫補助金が措置され充当いたします。

1 ページにお戻りください。

以上が、補正予算の概要でございます。今回の補正額は 8312 万 9 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 103 億 3825 万 1 千円となります。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 13 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から議案第 13 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 4 号までと、議案第 6 号から議案第 13 号までにつきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 13 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 4 号、議案第 6 号～議案第 13 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 4 号までと、議案第 6 号から議案第 13 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 4 号までと議案第 6 号から議案第 13 号までの

各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

討論、採決（議案第5号）

○議長（高橋正博君）

これより討論、採決を行います。

日程第9、議案第5号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

本案に対する反対討論を行います。

本案については、特別職を除く一般職員の期末手当の減額には反対をいたします。

反対理由述べます。公務労働者の賃下げは、新たな民間労働者の賃下げにつながります。賃下げスパイラルは社会全体として貧困の拡大につながり、貧富の格差を広げていきます。

今、必要なのは民間賃金の引き上げであり、中小業者支援といった最低賃金の引き上げです。公務員の賃下げは、不毛なガス抜きにほかなりません。

よって職員の期末手当減額の条例改正には反対をいたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

10番 井上正清君。

○10番（井上正清君）

人事院勧告は、民間との給与格差を調整し、均衡を図るために行われているものであり、公務員の給与等の改正のよりどころです。勧告によって、社会一般の情勢を反映した給与となっているものだと思います。

増額する際も、勧告に基づいて改正しておりますので、これまで同様、勧告を尊重すべきだと考えますので、賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

2番 鈴木美香君。

○2番 (鈴木美香君)

私も、一般の職員の期末手当の減額に反対します。

香川県下でも長い間、ワーストの給与体系であり、また、今年度職員はコロナ禍で大変心身ともに負担が増えたと思われまます。そんな中での減額にも疑問があるので反対します。

○議長 (高橋正博君)

ほかに、討論ありますか。

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長 (高橋正博君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (高橋正博君)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案の上程、趣旨説明 (発議第1号)

○議長 (高橋正博君)

日程第17、発議第1号「離島振興法の改正・延長を求める意見書」については、議員提案であります。提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長 (高橋正博君)

4番 三木俊明君。

○4番 (三木俊明君)

発議第1号「離島振興法の改正・延長を求める意見書」について、別紙のとおり土庄町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものがございます。

すでにお手元に配布しております意見書を読み上げて、趣旨説明にかえさせていただきます。よろしいですか。

「離島振興法の改正・延長を求める意見書」

離島においては、昭和 28 年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成に大きく進展した。

離島は、わが国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全と合わせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、わが国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の離島振興法が令和 4 年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れ延長されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

日程第 17 と申しましたが、日程 18 に変更をお願いいたします。

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（高橋正博君）

発議第1号 離島振興法の改正・延長を求める意見書について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（高橋正博君）

日程第19、選挙第1号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

議員辞職により、小豆地区広域行政事務組合議会議員に欠員が、1名が生じたため、同組合規定規約第5条第2項の規定により、選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決しました。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（高橋正博君）

小豆地区広域行政事務組合議会議員に三木俊明君を指名いたします。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

ただ今、指名しました三木俊明君を小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名しました三木俊明君が小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選された三木俊明君が議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知を行います。

伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙

○議長（高橋正博君）

日程第 20、選挙第 2 号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の補欠選挙を行います。

議員辞職により、伝法川防災溜池事業組合議会議員に欠員 1 名が生じたため同組合規約第 5 条第 3 項の規定により、選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（高橋正博君）

伝法川防災溜池事業組合議会議員に三木俊明君を指名いたします。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました三木俊明君を伝法川防災溜池事務組合議会議員の当選人に定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名しました三木俊明君が伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選された三木俊明君が議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知を行います。

小豆島中央病院企業団議会議員の補欠選挙

○議長（高橋正博君）

日程第 21、選挙第 3 号 小豆島中央病院企業団議会議員の補欠選挙を行います。

議員辞職により、小豆島中央病院企業団議会議員に欠員 1 名が生じたため、同企業団規約第 7 条第 2 項の規定により、選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（高橋正博君）

小豆島中央病院企業団議会議員に川本貴也君を指名いたします。

○議長（高橋正博君）

お諮りいたします。

ただ今、指名しました川本貴也君を小豆島中央病院企業団議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名しました川本貴也君が小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました。

ただ今、当選された川本貴也君が議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を行います。

散会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、13時より委員会室にて総務建設常任委員会を、終了後、引き続いて教育民生常任委員会を開催しますので、よろしく願いいたします。

散 会 午前 11 時 55 分